（委員長）

第５条 委員長は、委員会を主宰し、次の事項を統括する。

一 第３条第１号に定める資格の取得等のための研修講座の開催については、企画運営委員会での決定事項を踏まえて講座を企画し、講師を選定して委嘱し、広報委員会等と連携して講座を広報すること、及び、研修講座を運営し、必要に応じて、講座の修了証を発行すること。

二 第３条第２号に定める資格の認定審査については、作問者を委嘱して試験問題を作成し（選択式問題の作問は、原則として、研修講座の担当者に委嘱する）、認定審査を実施すること、及び、試験結果を踏まえて合否を判定し、受験者にその結果を伝達し、合格者には資格認定証の発行と名簿への登録を行うこと。なお、名簿への登録は、理事、委員会委員、会員に限る。

三 第３条第３号に定める資格の更新審査については、前号の名簿登録者の継続学習状況等を審査し、資格の更新を行うこと。

四 第３条第４号に定める学会推薦講師の選定については、本条第２号の名簿登録者のうち希望者について、模擬講義等により、産業保健法学に関する講座の講師として学会が他団体等に推薦する者を選定すること。

五 第３条第５号に定めるその他研修講座に関する事項については、第３条第１号に定める研修講座のほか、本委員会が必要と認める研修講座の企画運営に関する事項を行うこと。

２ 月副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

（任期）

第６条 委員長、副委員長及び委員の任期は、原則として２事業年度とする。ただし再任は妨げない。

２ 委員の欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

３ 専門部会の任期は、その都度定める。

（会議）

第７条 委員会は、委員長が招集し、委員長または同人が指名した者が議長となる。

２ 委員会には、委員長が必要と認めるとき、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（疑義・不服への対応）

第８条 委員会は、研修講座の受講者、認定審査の受験者、資格取得者から資格制度もしくは運用に疑義・不服が申し立てられた場合は、速やかに対応し、申立者に回答する。